

総務産業常任委員会会議録

日 時 令和元年 11 月 28 日（木曜日）13 時 30 分～15 時 57 分

場 所 議員控室

出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、阿部委員、工藤委員、森議長

オブザーバー 金木議員、平山議員、小寺議員、舟見議員、村田副議長

事務局 豊島事務局長、杉野係長

逢坂委員長（開会） 13:30～13:31

それでは、午前から大変お疲れのところ、ただいまから総務産業常任委員会を始めてまいりたいと思います。

本日の予定でございますが、大きく案件は3件ございまして、1件目は観光事業の現況と今後の展望について、2件目は総務課関係でございますが、防災行政無線整備の進捗状況について、3件目は会計年度任用職員制度についてでございます。それぞれ説明を受けたいと思います。

まず、観光事業の現況につきましては、既に新聞に入り込み等掲載されております。また、6月から8月の入り込み状況につきましては先般の文教厚生常任委員会で一部説明されておりますので、ある程度ご存じかなと思います。今年の実績を踏まえた中で来年に向けまして観光事業の課題などを提示できればいいかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それではまず、商工観光課より説明をよろしく願いいたします。

1 観光事業の現況と今後の展望について

担当課説明

説明員 商工観光課 高橋課長、富樫係長

高橋課長 13:31

観光事業の現況と今後の展望についてということで、1点目、観光振興事業について、2点目、観光施設の現況と方針についてそれぞれ説明させていただきます。

富樫係長 13:31～13:56

それでは、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

まず、1つ目の観光振興事業についてということで、(1)の令和元年度主な観光振興事業実績ということで、別紙資料1、A3の一覧をごらんください。この資料にありますのは、実施主体として町だとか観光協会、実行委員会など町がかかわる今年度実施した事業の実績、一部今後の予定を含めてそれらを一覧としたものとなっております。何件かピックアップしてご説明します。

1つ目として町内事業・イベントの中では、ナンバー1にあります第9回はぼろ甘エビまつりにつきましては、近年続く甘エビ不漁の中、初の日曜日1日開催ということで、販売数量は約3トン、前年に引き続き一箱500グラムで販売しております。甘エビを購入できなかったという声も聞かれませんでしたし、1日開催でしたが、店舗の売り上げを見るとおおむね例年の1日分より多くて、大きなトラブルもなく無事終了しているところとなっております。また、次年度については第10回目という節目の開催となりますことから、さきの実行委員会の中では2日間開催に戻して、土曜日についてはグルメイベント、屋台村やステージイベントなどをやって、日曜日については甘エビ直売、屋台村を引き続きやるということで、甘エビについては日曜日1日のみしか提供できないだろうという想定のもと、ただしグルメイベント等々で2日間開催しようという動きとなっております。その他、離島を含む町内イベント、行事についてはごらんとおりで、おおむね入り込みについては例年並みか、悪天候等により減少したのも一部ありますけれども、いずれも次年度も同様に予定されているところであります。

2つ目としてナンバー9の合宿誘致事業については、前年実績から見ると延べ宿泊数は約半減してございます。原因としては、前年は神奈川大学剣道部、人数が多い合宿が単発であったということですか、今年度見ていると参加学校の部活動加入者自体、1校当たりの加入者がすごく減少してきているということなども原因として考えられるところで、7月下旬から8月上旬の夏休み期間にその多くが殺到して来るのですけれども、町内宿泊施設の空きがない状況でお断りさせていただいた団体も実際にはあるところです。また、観光部門が合宿誘致事業を担っているのは、宿泊施設等の経済活性化というのが第一の目的となりますので、一般的には観光客の宿泊単価のほうが高いので、観光客よりも合宿客を優先することでかえって施設が取れるであろう利益が取れなくなるようなことがないように配慮しながら調整を行っていくというふうに考えております。また、1月には札幌のサッカークラブチームの合宿も予定されているところであります。

3つ目としてナンバー10のフォトコンテストについては平成27年以来の開催ということで、合計141作品の応募がありまして、さきに審査が終了したところであります。現在特別サイトで出品写真を公開中で、今後についてはポスターですとかリーフレットなどの写真素材としてそれらを活用していくほか、フェリーターミナルへの入賞作品の展示なども考えているところであります。

次に、2の町外事業・イベント・プロモーション活動についてですが、まずナンバー

1の第16回北の味便り大北海道展につきましては、前年に引き続いて高島屋百貨店のほうから申し出があったことにより実現したもので、今年度については高島屋横浜店、昨年度は新宿高島屋において漁協による生の甘エビの販売、水産加工品等の物販を行ったほか、羽幌町の観光プロモーションというものもあわせて行わせていただいております。7日間と期間も長く、首都圏で羽幌の知名度を向上させるよい機会となったものと考えております。

次に、ナンバー9のにつぼん丸船内羽幌町物産展については、茨城県の大洗港からの最終寄港地が留萌港ということで、につぼん丸夏の北海道周遊クルーズにおいて船内で乗船客に対して特産品の販売ですとか観光情報の提供を行ったところであります。また、留萌港寄港後にはオプションツアーということで天売、焼尻、羽幌市街地を総勢150名が訪れているものとなります。

次に、ナンバー12の台湾・観光誘客プロモーション活動、13のV J T Mの出展については、今年度からインバウンド誘客活動を実践する試みということで実施しております。台湾については留萌振興局と共同で、昨年は首長のトップセールスで台湾に行っているのですが、引き続き今年度については首長以下の職員によるプロモーション活動ということで、留萌振興局のほうから各市町村に案内があつて、実際に行ったのは羽幌町だけというようなことで、羽幌町と留萌振興局で行ってきたというものです。中身としては、北海道観光セミナー、商談会というものがあつて、そちらの参加したものと、旅行会社へのセールス訪問、ショッピングモール、百貨店への視察、協議を実施してきております。観光セミナー、商談会には台湾の現地旅行会社が40社ほど参加しております。うち10社程度が特に天売島のウトウ観察というものに対して非常に強い興味を示しております。今後のツアー造成につながっていければというふうに考えているところです。また、V J T Mというのは諸外国の旅行会社が集まる商談会のこと、あさひかわ観光誘致宣伝協議会、事務局は旭川市になるのですが、そちらと共同で参加して、1日で12社に対して主に離島観光情報に絞って情報提供してきたところです。以下、ナンバー14から16については、今週末もありますけれども、今後出展を予定している物産展となっております。

資料1の今年度の主な観光振興事業実績については以上となります。

続いて、資料2の両面で印刷しています上期の観光客入り込み状況ですが、まず天売、焼尻につきましては、ご存じかもしれませんが、各月で前年に比べて増加している。上期計では前年より1,221人多い1万5,864人の入り込みとなっております。増加要因としては、比較的天候がよくて欠航回数が少なかったということが一番大きいのかなというふうに考えております。

次に、サンセットビーチにつきましては、開設期間で一番の集客が見込まれる花火大会の7月下旬の土日が非常に悪天候で、入り込みがぐっと落ち込んだことが一番の要

因というふうに考えられるのですけれども、それ以外にも連日の悪天候ですとか海水浴客自体の減少によって前年よりも6,237人少ない1万6,798人の入り込みとなっております。

次に、各イベントの入り込みについては、焼尻めん羊まつり、花火大会については悪天候で順延したということ、それから甘エビまつりについては1日開催となったことからそれぞれ減少しているものです。

裏面に行きまして、はぼろ温泉サンセットプラザについては、5月と9月は前年より増加しておりますけれども、それ以外の月は微減しております。上期計で前年より432人少ない6万6,998人の入り込みとなっております。

また、その下のはぼろバラ園については、例年よりも開花は全体的に今年は早かったのですけれども、それによって5月の滑り出しについては順調でしたけれども、甘エビまつりの1日開催ですとか6月の減少、7月土日の悪天候もあって、前年より1万2,455人少ない6万2,715人の入り込みとなっております。

最後に、朝日公園につきましては、今年度をもって閉鎖するというので、広報ですとか新聞報道でも最後のショウブになりますということをお知らせしてきましたが、全体で878人の入り込みとなっております。

資料2の上期の観光客入り込み状況については以上となります。

初めの資料に戻っていただきまして、昨年からご報告させていただいているのですけれども、インバウンド対策事業ということで、アの広域連携による取り組み実績につきましては、以下の表にあります西蝦夷再興協議会という組織とるもい地域インバウンド対策会議によって留萌管内の連携した取り組みを実践しているところです。それぞれ国の交付金ですとか北海道観光振興機構事業を活用して各種事業を実施してきておりますけれども、このうち西蝦夷再興協議会ではDMOと言われる観光地域づくりのかじ取り役となる組織、法人を留萌管内の全市町村が参画する形式で組織化できないか協議、検討を重ねてきたのですけれども、最終的に市町村における賛意が整わなかったということで、全市町村が参画し設立するDMOの設置検討については一旦終了することとなっております。

次に、羽幌町による独自の取り組み実績ということですが、まず町、観光協会それぞれが実践しているものですが、①の観光協会のホームページ、観光リーフレット英語版の提供、②で観光案内所の多言語対応化、これはタブレット端末を配置して、翻訳アプリで対応していこうというものです。それから、③の外国人観光客数調査、これは今年度現在進行中ですが、ここ3年間の現状の推計を見ると、欧米からアジアに入り込みが移行してきているということと、アジアの中でも特に台湾の伸び率が大きいという結果が見込まれております。また、④、協力隊による離島体験観光サイトの作成ですとか、2ページ目に行きまして、裏面です。⑤の宿泊施設、飲食店の多言語

対応化の支援、これは今年度、当初天売で進めていたのですけれども、焼尻島もそうですし、市街地のほうにも拡大し、取り組みを進めているところであります。次年度は今年度同様継続していくほか、台湾からの入り込み状況ですとか、また昨年度この常任委員会で委員からありましたご意見も踏まえまして、観光リーフレット、現状日本語版と英語版があるのですけれども、もうちょっと多言語化しようということで、特に台湾向けの中国語で繁体字版と言われるもの、そういったものを作成したいなというふうに考えております。

また、離島観光振興促進プロジェクト実行委員会という組織については、例年島の宝探しの実施主体ということである組織なのですけれども、今年度は宝探しのほかにフォトコンテストもこの実行委員会で開催しております。さらに、インバウンド誘客推進事業というものもこの中で実施しております、中身としてはここにあるとおり、①としてインバウンド情報誌への観光情報掲載、映像撮影に係る支援、仲介、これは台湾人歌手がミュージックビデオの撮影のために7月に天売島を訪れた際の受け入れ調整ですとか当日の現地対応を行ったもので、7月に撮影して、9月にユーチューブで放映が開始されたのですけれども、台湾では国民的歌手というようなことで、ユーチューブの視聴回数も現時点で239万回と非常に影響力の大きい方だったようで、宣伝効果が非常に高くなったのかなというふうに考えているところです。③、セールスツールの作成ですけれども、これは商談会で活用するセールスツールの作成というものを予定していたのですけれども、観光振興機構さんのほうで今回台湾向けにつくってくれるということとなったので、この事業ではつくっていないということです。④の台湾観光プロモーションへの参画、⑤のインバウンド商談会への参画については、先ほど観光事業の実績でご説明しましたとおりとなっております。台湾観光誘客プロモーションについては、具体的な内容というのはまだ示されていないのですけれども、留萌振興局のほうから次年度も継続して実施していきたいというような意向を伺っておりますので、予算が許せば継続的な売り込みのためにそういったものにも参画して、可能であれば現地で特産品のテスト販売なんかもできればおもしろいなというふうに考えているところです。

続きまして、2の観光施設の現況と方針についてですが、まずいきいき交流センターにつきましては、今年度大きなものとして中型バス更新、これはつい先日早目に納車されて、既にホテルのほうに入っているものになります。それらを行ってきておりますが、1階天井雨漏り対策というものとレジオネラ属菌対策については当初予算にはない事業ですので、別紙資料3で詳細をご説明したいと思っております。両面刷りのカラーのものです。

まず、1階天井雨漏り対策についてですが、今年の9月18日に発生した強風と局地的豪雨の影響で、1階レストラン、厨房天井から大量の雨漏りが発生して、同日夕方のレストランですとか翌日の朝食営業ができない事態になっております。昨年も同じような場所から少量の雨漏りが発生していて、建設課技師立ち会いのもと屋上防水の施工業者

に調査してもらった結果、施設設置時から現在まで未改修のレストラン上部に位置する2階和室屋外テラス、凶面の赤枠内の防水切れが疑わしいという結論に至っていたのですけれども、どのようにどの程度の雨水が浸入して雨漏りに至ったのかという当時の状況がつかめなかった。また、ごらんとおり、テラスの中には大量の土砂、表面に砂利が敷いてあって、その下に土が入っていて、原因が明確に特定できなかったということで対策するには至っていませんでしたが、今回施設管理者が雨漏り発生時に2階テラスを確認しに行ったところ、屋上、それから7階から3階までの客室の各テラスに入った雨水が全て管を通して2階のテラスに入ってくるということで、雨水が流れ込む排水口、写真の応急対策前にある丸い黒い管の中に排水口があるのですけれども、雨水と一緒に流れてきたほこりですとかごみだとかで目詰まりしていて、それによってここがあふれて、周りの土砂に全て雨水がしみ込んでいたという状況を確認しております。ですので、原因を排水不能による溢水ということで断定して、その数日後にまた低気圧が来るというようなことが予想されていたので、写真のとおり、応急対策ということでドレーン配管、外へ逃がす簡易修繕をしております。費用は5万2,000円程度なのですけれども、それ以降同様の強風を伴う大雨というのが複数回あったのですけれども、以降雨漏りというのは発生していない状況になっています。ただ、直接2階のテラスに大量の雨水がしみ込むような災害級の大雨ですとか強風が発生した場合については再度同じように雨漏りが発生する可能性があって、かかる経費を踏まえながら抜本的解決策というものを検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

次、裏面に行きまして、レジオネラ属菌対策の経過と結果ということで、1の温泉(泥)成分の堆積・固着化の防止対策ということで、経過として、5月23日にスケールウォッチャーという装置を源泉送湯管等に設置しておりました。その後、清掃時に泥状のスケールが減少するなど徐々に効果が見え始めている状況にありました。その後、②、8月27日から28日の設備メンテナンス時に効果を検証したところ、送湯ポンプ、熱交換器等については、スケールの付着はあるが、軟化し、清掃時間は短縮された。温泉送湯管開放口については、スケールの付着はあるが、大幅に減少しているというような、当初想定していたような設置後短時間での変化ですとか配管内の付着が解消されるということではなかったものの、スケールが軟化した、そういったような効果が一部認められたことから、試験設置を当初3カ月で考えていたのですけれども、さらに3カ月延長して観察を続けることとしております。ただし、追加の試験設置費用はかからないという前提でやっております。11月21日に最終的に設備メンテナンス時に効果を再度検証した結果、一部スケールの軟化は見られたのですけれども、配管内への付着は防止できなかった。配管内の水の流量が不足して押し出せない可能性というものもあるのですけれども、根本的な原因解消にはつながっていないということで、現時点での装置の本格設置、大体600万円程度ということが想定されていたのですけれども、それは見送ることとしており

ます。今後については、配管清掃の回数増ですとかそういったものも含めてレジオネラ属菌発生を防止する方法を引き続き検討していくこととしますが、装置設置事業者のほうからは、温泉水の詳細な成分分析を研究施設に依頼中で、その結果を踏まえて対策を改めて提案するという旨の報告を受けているところでもあります。

それから、2の配管洗浄に係る環境整備等については、寝湯、打たせ湯の配管縁切り工事については既に5月に実施済みで、上記1の結果によって装置の本格設置を見送ることとしたので、配管洗浄口取り付け工事、大体400万程度が想定されるのですけれども、についても現時点での工事は見送ることとしております。

以上が資料3についての説明となりまして、先ほどの1枚目の資料に戻りまして、最初の資料です。いきいき交流センターの次年度以降については、必要な修繕、設備更新を検討していくこととしております。

次に、はぼろバラ園については、今年度道の駅トイレの洋式化、ベンチの塗装修繕を実施しておりまして、次年度以降については、コミュニティ助成事業というものが採択となり、財源が確保されれば、テーブルベンチを新たに導入したいというふうに考えているところです。

サンセットビーチにつきましては、今年度照明、ヤシの木を撤去してLED照明を新たに設置する更新事業、それから看板撤去、これは国道沿いにあったシンボル看板になります。平成29年に低気圧の強風で国道沿いの「サンタロウ」という看板が飛んでしまって何もない状況だったので、支柱自体を撤去したというものになっています。次年度以降については必要な軽修繕を検討していきたいと考えております。

また、朝日公園については、今年度閉鎖に向けてショウブの株200株を希望者、希望団体に譲渡しているほか、一部自前で撤去できる看板を撤去したり機器類を搬出したりということをしております。次年度については、国道沿いに大きな看板があるのですけれども、それらの撤去というものもしていきたいというふうに考えております。

天売・焼尻自然公園については、今年度赤岩のトイレ照明器具更新を実施しておりますけれども、次年度以降については焼尻のさわやかトイレシャッター等の取りかえほか、観光事業者、協会支部の意見、要望を踏まえて必要な環境整備を実施していきたいと考えております。なお、北海道管理施設も中にはあって、焼尻自然林の橋ですとか、鷹ノ巣のトイレポンプですとか、天売の観音岬展望台の木柵ですとか、かなり老朽化している部分もあるのですけれども、これらについては管理者のほうに早期の改修を引き続き要請していくというふうに考えております。

観光事業の現況と今後の展望についての説明は以上となります。

逢坂委員長 13:56

どうもありがとうございます。ただいま資料3の別紙も含めまして説明を受けました。

これから質疑等受けたいと思います。それぞれ挙手にてお願いをいたします。それでは、何かございませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:56～14:39

磯野副委員長 観光事業についてなのですけれども、プロモーション活動に力を入れられていることは十分承知しておりますし、その部分に関しての予算についてもかなり大きな金額であるということも、プロモーション活動というのは大事なことだと思っています。もう一つは、地元での受け入れ体制というのがかなり重要になってくる。1つ最近のお客さんの動向を見たときに、設備の点としてはW i - F i というものが必須になってきたのです。旅館でつけているところもあればつけていないところもある。以前私たちがつけたときは観光協会であっせんをしてきて、補助だったのか記憶にないのですけれども、そういうものも含めて各旅館にぜひ強く言って、必須だということが何か事業でできればなと思っています。それともう一点、ここ1年、今年、来年あたりからカード決済ということが言われてきて、現実に私のところでもかなりの部分でカード決済できますかという問い合わせはあります。国のほうの補助含めて、ペイペイだとかスマホ決済も含めて必要になってくるのではないのかなど。ただしこれは手数料だとかがかかるものなので、その辺の点を含めてそういうお客さんのニーズというのは大きくなるのだらうと思っているのです。その辺についてはどうですか。

富樫係長 まず、W i - F i に関しては、プロモーションしながらでもそういった施設が優先されるというのはありますし、各旅館なり宿泊施設が全て備えていけばいいにこしたことはないのですけれども、現状一番ネックなのは機器を設置するというよりもランニングコスト、回線の使用料というのがかかりますので、そういった部分に対する支援というものは経常的にしづらいだらうというような部分もあります。初期の導入コストに関しては何らかの検討をする必要はあるかもしれませんが、皆さんネックになっているのはランニングコストです。ずっと自分たちで払い続けなければならない回線使用料があるということがネックになっているようですので、進めてはいきたいのですけれども、そういった

部分がなかなか進まない現状なのかなというふうに考えています。Wi-Fiについては、公共施設はなるべくしていきたいなというふうに考えていて、観光協会の天売支部から、現状フェリーターミナルの中にしかフリーWi-Fiが飛んでいないような状況で、それを屋外に出せないのかというような話があって、電気屋さんにも相談をしながら来年度天売支部事業の中でそういった機器を設置して、屋外に観光売店もありますし、食堂もありますので、そういった部分に届くという部分でできないかというのを一部考えているところはあります。また、カード決済についても、入り込み調査を各宿泊施設にとらせていただいているのですけれども、そのときにカード決済を希望されませんかというようなアンケートも一緒にとっている状況にあります。それに関しても機器、初期の導入費用というのは支援が仮にできたとしても、全て手数料がかかってくるという部分がネックになって進んでいかないというようなことなのかなというふうに理解していて、特に宿泊施設もそうなのですけれども、交通機関、フェリーですとか沿岸バスですとか、そういった部分から進めていく必要があるのかなというふうに考えていて、フェリーの事業者には何度かそういった相談というか、どうかならないかという相談はしているのですけれども、手数料の部分だとかというのがネックで現状進んでいない。ただし、そういった部分については町としても前向きに進めていきたいなというふうに考えています。

磯野副委員長 私も考えていたのですけれども、カードだとどうしてもカードリーダーが必要だということで、ただ、今のペイペイだとかだとQRコードだけで、本人が読み込めばスマホでできるという部分がありますので、もちろん今のところ手数料はかかっていないのですけれども、後々若干ということにはなるのでしょうかけれども、お客さんがなるだけ、特にこれからインバウンドがふえていくときに現金を持たないでということがふえてくるのだらうと、十分そういうところは各旅館の方に理解していただきたいなと思います。

もう一点、羽幌町の中で、媒体としてももちろんパンフレットというのは必要ですし、それからウェブ上のホームページだとかそういうのも必要になってくるのでしょうかけれども、特に、これは町が進めるわけではなくて観光協会に委託して事業としてやるのでしょうか、ホームページが

かなり古くて、10年以上前につくったものがそのままになっている。パンフレットにしてもそんなに内容は、リニューアルはしていているのですけれども、イベントの日程を変えているだけで本体は何にも変わっていないというのが10年以上続いているので、その辺もひとつ、もちろんフリー媒体だとか、こちらから宣伝するのも必要でしょうけれども、1人のお客さんが来てブログを書িয়েくれたりSNSをやっていれば、それだけでもその分が全くペイするぐらいの発信力があるわけなので、そういう方向でいってほしいなど。

1つは、一生懸命宣伝しているけれども、来てくれたお客さんに楽しんでもらうためには何らかの仕掛けも必要なのだろうと。その意味では、新たな観光資源というものもいっぱいあるはずなのだけれども、我々気がつかない部分で、それはなぜかという、今約2万人弱来ているのですけれども、これからふやそうと思ったときに、どんどん来てもらうのも1つなのだけれども、今来ている日帰りの人が1泊する、1泊する人が2泊してくれれば、そういう人たちだけでもかなりふえていく。そうすると、2泊するだけの仕掛けをしないと、天売はウトウを見て必ず1泊する、焼尻に来たときも宝探しだとかなんとか1日遊んで1泊するような仕掛けをすれば同じ人数でも宿泊数がふえるということになるので、その辺に対しては今後どんな考えなのか。

富樫係長

旅行者自体がほぼほぼ団体から個人に移行してきているというような状況は島のほうから伺っていて、観光協会だとかそういったホームページだとかを見て来られるお客さんもきつとふえているのかなというふうに感じていますので、抜本的に更新してはいきたいのですけれども、なかなか費用面で維持していくことしか現状できていない中となっています。リーフレットについても、毎年度どうしても変わる部分というのは天売の時刻表なのです。それらがあって、現状見やすいものをつくることとリーフレットか、もうちょっとコンパクトに畳めるものをつくっているのですけれども、字もそうなる小さくなって、お年寄りだとかそういった方に見づらいというようなご意見もいただいたりしていますので、もうちょっと大きなサイズでつくるですとか、そういったものも近いうちに検討していきたいなというふうに考えています。

磯野副委員長 お客さんのニーズがだんだん、だんだん変わってきている。特にここ一、二年。今まではお客さんを募集して、宣伝活動をして団体でということなのですけれども、だんだん団体客から個人客に、特にほかの施設どうのこうのというのは知らないですけれども、私のところに限っていうと、5月、6月は6割が1人だと。そのうちのほとんどが老人の人で男なのです。これは特筆すべきで、今まで男の人というのはそんなにいなかったのが急激にふえ出した。もう一つは、おじいちゃんと孫というのが出てきた。

私たちが戸惑っているのは、一人旅だとかにはどう対応していいかというのがなかなか、団体で来ればガイドさんがついて、わあっと行って車とめました、はい終わりとなるが、一人旅の人を遊ばせるには何か仕掛けをしなければならない。しかも孫を連れて来たときに結構楽しんではいっているのです。昔と違って来たけれども何も見るところがないという人はまずいなくなった。結構楽しんでいく。そういう人たちに、より安心して、例えば喉が渴いたらどこかで水が飲めるとかジュースが買えるとかそういうものも、私らも言うのだけれども、山に入ったら水はないですよ、持っていきなさいよと言わなければならないのです。そういう仕掛けだとかコマーシャルも必要になってくる。お客さんのニーズというのはだんだん変わってきているので、その辺の対応というのも考えてほしいと思うのですけれども。

富樫係長 先ほども言いましたけれども、個人旅行に変わってきているという部分は、日本人に限らず外国人もそうになってきているというようなことで、どう対応していくかという部分はなかなか難しいところではあるのですけれども、現状特に団体で困るのが昼食の場所というのが共通してあって、なかなか団体がとれなくなってきているというふうなところもあって、ますます個人の取り込みというのを強めていかなければならないのかなというふうに考えているところです。そういった部分に関して強めていくためには、皆さんインターネットで情報を入手するというのが多くなってきている現状ですので、そういった部分に仕向けていくというのも1つなのかなというふうに考えています。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

- 阿部委員 (3) のインバウンド対策事業の西蝦夷再興協議会の中の留萌地域版DMOの検討で、全市町村が参画し設立するDMOは市町村の賛意が得られなかったということで一旦終了ということでしたけれども、羽幌町としては賛成というような感じだったのか、その辺。
- 高橋課長 DMOに関しましては、留萌管内のほかの町村の反対、賛成というのは公式には出ていないものですからあれなのですけれども、検討を重ねた結果、事務局で出される案等々検討して理事者等とも協議していたのですけれども、最終的にこのままいってもうちとしてまともな組織として動かないだろう、時期的に早いのではないのかという回答で、制度的には理解できる、そこは全然いいのですけれども、今やろうとしている組織づくりに関しては時期的に早いのではないのかということで見合わせたという回答はしております。
- 阿部委員 少し早いのでないかというあれだったのですけれども、インバウンドを考えて、留萌管内としてはそういった組織、DMOはやらないとしても、自治体としてはインバウンドに対してもっともっと力を入れてという部分で、DMOの中で観光資源だとか観光を生かした地域づくり、そういったのを担うのが、羽幌町の中でいうと観光協会になるのか町になるのか、それともまた別の観光につながる事業者になるのか、その辺どういった形で進めていこうとするのか。
- 富樫係長 ほかの地域だとかを参考にすると、成熟したというか、そういった組織になっている観光協会なんかが一般社団ですとか法人化してDMOにそのままなっているという組織も実際あります。ただ、羽幌町に関しては、島もそれぞれありますし、羽幌町の市街地の部分もあるというようなことで、そこまではまだいかないのかなというふうな捉え方をしております。そこまでの間については町のほうで扇動しながら、ターゲティング等々、アンケート調査等々もしていますし、そういったデータを収集しながら町のほうで方向づけていく必要があるのかなというふうに考えています。

阿部委員 町のほうで方向づけということで、去年の総務産業常任委員会の中でホテルを中心とした稼ぐ観光でしたか、道のほうからでしたっけ。その辺はその後どうなっているのか。

富樫係長 昨年1年間、北海道の観光局の事業で実際やっている事業なのですが、それに関しては北海道のほうで結果について公表されていて、中身的には、アンケートの収集結果を踏まえて、細かい事業計画ではないのですが、こういった方向に向かっていこうというような話し合いを最終的にして、例えば羽幌町で島に渡れなかった方々、機会損失している人たちのために島を体験できるような、今でいうとVR体験とかそういったものを導入したりだとか、羽幌のホテルに泊まっているお客さんを飲食店に流すような仕掛けとして1,000円でちょい飲みみたいな形をやったらどうだとか、具体的な事業計画と言えるか、そこまではあれなのですが、そういったものも考えて何種類か考案したものはあります。あと、アンケート結果として羽幌町での観光消費額というか、市街地に関しては日帰りが多いというような現状もあるのですが、消費額単価みたいなものがアンケート結果を踏まえて出されているというものになっています。

阿部委員 観光で来てもらって、できるだけ町に金を落としてもらってとなったときに、まちなかで飲食店なりそういったことをされている方たちの協力を得ることができなければ、具体的に計画としては立てても、いざ実行となったときにはうまくいかないといった感じになってしまうと思いますので、その辺というのはある程度はっきりとした形でやるとなったら、こういったことをやりますので協力してくださいというお願いをしていくのか、その前段でこういったことをやろうと思うから、どんどん、どんどん皆さんも積極的に参加してもらって羽幌町全体として観光というものを盛り上げていこうというような感じなのか、その辺の進めぐあいというのは。

富樫係長 例えばちょい飲みというものに例えていうと、いきなり全部に声をかけてもなかなか広がらないというのが今までの、それから定着もしづらいというようなこともあるので、協力が得られそうな店舗に声をかけて試

験的にやるというのも1つなのかなというふうにも考えていますし、事業実施主体がどこになるのかというのも、本来でいくと観光協会が一番いいのかなというふうには考えているのですけれども、そういったものも観光協会と協議しながら、方向性、どういうふうにするのがいいのかということも含めて考えていきたいなと思います。

阿部委員 もう一つだけ。この中のもう一つ、離島観光振興促進プロジェクトの中の映像撮影に係る支援、仲介ということで、これは離島だけのことなのだと思うのですけれども、市街地というか、まちなかの部分というのはそういったこともされているのかどうなのか教えてください。

富樫係長 それほど問い合わせはないのですけれども、特に多いのが島での撮影というのが問い合わせとしては多くて、今年度、結局来れなかったのですけれども、「相棒」というドラマの撮影を、最終的には奥尻島か利尻でやったのですけれども、当初焼尻でやりたいというような話もあったり、いろいろな面があって結局別な島になったのですけれども、そういったものが現状多いのは島なのかなというふうにも考えています。ただ、島でやるにしても、大規模な撮影でスタッフ総勢50人、60人とかというふうになると、どうしても日帰りで行かなければならないとかというふうになると市街地に泊まってというふうになりますので、そうすると市街地での撮影ということも可能性としてありますので、あわせた形で受け入れができればなというふうにも考えております。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

磯野副委員長 これは要望でもあるのですけれども、特に焼尻のキャンプ場の利用というのがすごくふえてきているのだらうと思って、実数というのは数えていないのですけれども、非常に皆さんの評価がいいのです。電気がなくて、満点の星空が見えて。1点みんなから苦情が来るのがシャワー。仮設の、単に島の人が勝手につくったような感じで外につくるのですけれども、このために、実は今年も旭川の子供や深川の子供が100人ぐらい来たのですけれども、結局うちに来たのです。それで100人ぐらい入れたのですけれども、うちで風呂に入れているというのがネットに載っているみ

たいなので来るのですけれども、シャワーというのは今の時代必要でないかなと思います。

もう一点、これからの観光として一番重要になってくるのはガイドなのです。パンフレットとかウェブサイトでもそうですけれども、人数的に無理なので、なかなか生のガイドというのはつけない。特に個人客につくわけにもいかないので、焼尻の協力隊の奥野君がガイド業というので開業していますけれども、それだって団体でなかったら1人ではできない。それで1つ提案なのですけれども、焼尻の名所、名所のところにQRコードを置いておいて、それを読み取って、そうしたら映像だとか音声の一つ一つそのガイドが出てくるという方法もあるのでないかと思うのです。そんなに金はかからないのでないかと思うのですけれども、その辺も含めて今のキャンプ場等の問題に関しては今後どうですか。

高橋課長 まず、キャンプ場の関係ですけれども、今あるシャワーというのは水シャワーです。電気も行ってないということで、まずその辺から考えていかないとシャワーまでいかないのかなと。側をつくってシャワーっぽくするのはできるのですけれども、あくまでも水シャワーにしかならないのかなという感じであります。設備的には道の設備という部分もあるので、道のほうとも協議させていただいて、シャワーがつけられればいなどは思いますけれども、お時間をいただきたいと思います。

富樫係長 ガイドのQRコードで音声流せる、確かにそういうのがあればいいなというふうには感じるのですけれども、どういったふうにやっていけばいいのかということも現状わからない状態なので、そういった部分も調べながら検討していきたいなと思います。
以上です。

逢坂委員長 そのほかございませんか。

船本委員 観光時期に単独で来ている人だと思っただけけれども、泊まる場所がないのだと。宿泊施設がないということで、今年も2回聞かれたのです。昼間と夕方と2回聞かれて、初山別、ホテルがあるよと。初山別、苫前のほうも行ったのだけれども、聞いたなら両方ともいっぱいだと。ここ何

年か工事の関係で入ってきているから、結構混んでいるのかなと。ホテル以外の宿泊施設といたら2軒か3軒しかないのです。

富樫係長 まだあります。市街地はあります。

船本委員 町の中。

富樫係長 あります。

船本委員 そんなにあるのですか。泊まれないと聞いているものですから。

富樫係長 時期によっては羽幌町内、市街地でいけば旅館に関しては、名前を言ったらあれですけども、富士屋さん、佐渡屋さん、山崎さんですとか、そういったところが一番キャパは大きいのかなと。それ以外にも丸美さんですとか登喜和さんですとか、さらに吉里吉里さん、ユースさん、いろいろあるのですけれども、全てが全部埋まっているという状況は余り聞かない。あとはセールス会館もありますけれども、なので、泊まられる方もどういう部屋がいいとかということでは選ばれるのかなというところもありますし、それによって何軒かは聞いたけれども、そこがあいていなかったら苦前に行くわとかという方もいらっしゃるでしょうし、何も選ばないで、本当に泊まることだけでできればいいのであればあいていないことはないのかなというふうに思うのですけれども、7月、8月の繁忙期については合宿でその辺確認するのですけれども、旅館もいっぱいはいっぱいで入れないという状況を聞いていますので、時期によってはあり得るかもしれないなというふうに思います。

船本委員 観光施設の現状と方針についてお聞きしたいのですけれども、バラ園についてはバラの更新も終わり、トイレも洋式化して更新している。次年度はテーブルベンチを導入するというような状況なのですけれども、これ以外にバラ園で今後こういうことも直さなければならないとかこういうことをしなければならないというようなことは考えられているのか。

富樫係長 バラ園自体は園路の再整備工事もしていますし、大きくバラを植えかえ

たりということは想定されないのかなというふうに思うのですけれども、バラ園の向かいというか、一帯にある緑地というか、芝生公園というか、その敷地をどうするかというのはいずれあるのかなというふうに考えているのですけれども、過去にそういったものを検討したことも、水はけが悪いので暗渠の工事ですとかそういったことも考えたことがあるのですけれども、相当な事業費、数千万という費用がかかるという想定もされるので、なかなか手をつけづらいのかなと。イベント自体も大きくあそこでやっているのはエビまつりなのですけれども、エビまつりで大きな車が入ったり、そういった部分として使っている部分があるので、多額の経費をかけて、使い方を考えたときになかなか進めづらいのかなというのが現状の考え方かなと思っています。

船本委員 芝生というのは、キャンプはやらせているのですか。

富樫係長 キャンプは基本的には禁止なのですけれども、禁止だよという看板を掲げているわけではありませんし、ハイシーズンについては1人で自転車のお客さんが片隅でテントを張られている方もたまに見かけることは見かけるのですけれども、それに関して特別、絶対だめだよというふうに言い歩いているわけではないという状況です。

船本委員 前は芝生の上は、芝生が大事なので、1人で来てもだめだということにしているということで委員会の中で質問があったのだけれども、見ていたら、イベント関係でもさっき言っていたように車も入っているし、1人や2人程度の小さいテントぐらいはそんなに長く昼間ずっとやっているわけでもないで、朝日公園もないし、余りうるさくしないで、いいことにしていると言うから安心したのだけれども、そういう関係についてはある程度見てやってもいいのでないかなと。昔はあの芝生、それこそ外来のタンポポが入ったらすぐ掘り起こして種まいて、これだけのものというのはなかなかないよとSTVの放送局長が来たときには言われた経緯もあります。その後は外来種でそのままになってひどくなっているし、車もイベントのときは入っているから、余りうるさくしないで、羽幌へ来たら一人でも多く大事にしてあげてほしいなと思うのです。

富樫係長 委員おっしゃるとおりのような対応を実際しているような現状で、絶対だめだよというのを大きく書いているわけでもないですし、ただ、原則は禁止にするほうがいいのではないのかなと。ごみの問題等々もありますので、大きい声でいいよとは言えないのですけれども、どうしても夜暗くなって、自転車のお客さんとかバイクのお客さんが泊まる場所がなく、テントを張っているところにまで行って禁止だよというふうにはしていないという状況です。

船本委員 朝日公園も今年で廃止してしまっているし、朝日公園のかわりにキャンプ場みたいなのを考えている構想というのはあるのですか。

富樫係長 昨年の常任委員会でもお話ししたのですけれども、朝日公園を閉鎖するというときにキャンプ場の必要性というのはどうなのだというような声もいただいでいて、その際にもお話ししたのですけれども、例えばスポーツ公園に入れたらどうだとかそういった部分も検討したりしたのですけれども、新たな設備、洗い場ですとかそういった部分も必要になってくることもありますし、そうしたからといって苫前、初山別のオートキャンプ場のように整備しているところではありませんので、爆発的に人がふえるだとかそういったことというのはなかなか見込めないのかなと。ということで、ビーチがあいている間はビーチでキャンプできるのですけれども、それ以外についてはキャンプ、島はありますけれども、それ以外、市街地については現状羽幌町についてはないですねということで、苫前、初山別にはこういったキャンプ場もありますよというようなご紹介はしていきたいなということでご説明したとおりかなというふうに思います。

船本委員 わかりました。サンセットビーチについてなのですからけれども、これもだんだん入り込みも少なくなってきて残念だなと思っていますけれども、施設がだんだん古くなってくれば新しいところへ行くのは当たり前のことだと思うのです。最低限の補修はやっていると思うのですけれども、今回照明、ヤシの木を撤去すると。LED照明は更新、今までと同じなのですけれども、ヤシの木の代替みたいなものというのとは何か考えているのですか。

- 富樫係長 ヤシの木は総勢数十本あったのですが、そのかわりに今のLED照明であればある程度の範囲が確保できますので、5本を撤去と同時に新設、設置、既にしてあるものになっています。
- 船本委員 今ビーチは高齢者事業団に委託していると思うのですが、町でやっていたときはびっしり土曜、日曜というのは課長から臨時職員までみんなやっていたのですが、今も週何回か行って見たり、いろんな話を聞いたり、そこまで入ってきていないのですか。
- 富樫係長 結構な頻度で担当している係の職員が顔を出したり、呼ばれることも多々あるので、そういった形で行っている感じです。
- 船本委員 前は仕事も入ってきていたから、いろんな事故もありましたし、いろんな苦情もあったのですが、そういうものというのはそんなにないのですか。
- 富樫係長 お客さんのほうからの苦情等々というのは、逆に終わってから、こんなきれいなビーチのトイレは初めて見たとかというお褒めの声を聞いたぐらい事業団の方々が非常に小まめに清掃していただいたりしていますので、そういった部分任せっ切りにならないようにといった形がかかっているという状況です。
- 船本委員 もう一回お聞きします。特産品についてお聞きしたいのですが、甘エビ、羽幌は有名になっています。どんどん量も少なくなっているのですけれども、エビまつりも2日やっていたのが1日というような状況になっているのですけれども、エビはエビとして羽幌の場合なっていますからあれなのですけれども、別なものをなにか。前の委員会で私、特産品について何か考えたらどうだろうかと。どうしてもなければ、昔からの特産品というのが結構羽幌はあるのです。それを掘り起こして、今に合うようなものはないのか。例えばの話だけれども、昔、ワカメ焼酎というのを出していたのです。当時は焼酎飲む人はあまりいなかったのです。余りあれだったのだけれども、ワカメは体にいいし、ワカメ自体があるかど

うか私はわかりませんが、昔のやつを引っ張り出してきて、これは今どうなのだと。新しい何かがあればいいけれども、そんなことを考えてほしいというお話をしたのですけれども、全然その後検討はされていませんか。

富樫係長 現状、水産品ですとか農産品ですとか、そういったもので出せるものというのは限られていて、加工品というか、商品化されているものが、特に島なんかはお土産物がなくて、そういったものがないかなというようなことは常々考えているのですけれども、事業者さんに頼り切りになっている現状で、ただ、かなり前向きにやられている事業者さんもありますので、そういった方々の商品をなるべく多くの方に知っていただけるように、物産展なんかではそういったものを販売していくというような現状になっています。

逢坂委員長 そのほかございませんか。

森 議長 端的に言います。現状としてもプロモーション活動なんかはおもしろいなと思って、昔は観光協会中心だったのが羽幌町が直接行って、労力も費用も含めて頑張っているなと思いますけれども、将来的なことを考えた場合、先ほどYouTubeで映像撮影、CMの中で200万を超えると言うのですけれども、時代の流れに乗っていくことが最大限必要なのかなと思っております。羽幌町の場合、観光にかかわらず行政全般としてそういう部分ではおこなっているなというのが他町村なんかとの比較であります。なかなか行政内部のことは難しいと思いますけれども、観光というのはそういう部分ではいろんなデータも情報もとりにやすいですし、そういう部分に目をつけて前向きに検討していただきたいと思います。先ほど磯野さんのほうからQRコードで説明というような、これも不思議なことではなくて、最近北海道新聞なんかでもQRコードを載せておいて、見たかったらQRコードを当てればすぐその動画が見れるとかというのが意外と一般的に徐々になってきております。ガラケーも数年後には製造中止ということで、携帯そのもの自体が9割以上の普及率。製造中止になれば全ていつかはスマホに切りかわりますし、来年度から国も前倒しで5Gの中継基地なんかの予算をつけるというニュースも入

ってきております。だから、そう長い間かからず、近い将来一気にそういう媒体を使ったものが有利になると思います。恐らく今、数百万、かなりのお金を使ってパンフレットをつくっているのではないかなという想像はしますけれども、実際に利用されているのかというのは疑問ですので、そういう過渡期に当たりますので、観光だけが言ってもなかなか全体で理解されないかもしれませんけれども、庁内横断的なそういうものも含めて前向きにいかないと、無駄なお金をぼんぼん使っているなどということやら立ちおくれるなどというふうになっております。

留萌地域版DMOというのは、率直に言うと振興局がやりたくてみんなに旗振りで声をかけたけれども、各町村はみんなやりたくないということだったのかなという気がしますけれども、情報なんかの部分では道なんか絡んでくるとかなり進んだ情報もとれるのですけれども、市町村のほうはそういう認識がないから、首長とは言いませんが、集まったときにただ集まって金出して話し合うのかというようなことで、かつてそういう発言が続いた現場にいたことがあります。恐らく内容的には、会社をつくるといってもいろんな問題があるかもしれませんけれども、最先端のものを取り込んでさらに実効を上げていくというのは、それぞれの町村がばらばらにやっても大変なのです。内容次第ですけれども、そういうことに限定した場合には、会社がいいかどうか、DMOがいいかどうかは別にして、どんどん取り込んでいく仕組みづくりというのが必要になってくるなどと思います。いずれにしても時代が大きく、あっという間に変わってきておりますので、その辺の部分を意識して今後いろんな政策に役立てていただきたいと思います。一言何かあればよろしくお願いいたします。

高橋課長 今おっしゃったとおり、いろいろな媒体が今の時代出てきていますけれども、それに乗りおくれられないような格好で、うちのほうも情報をキャッチしながらそちらの方に向かっていきたいなど思っております。

逢坂委員長 ほかにございませぬか。(なし。の声) なければ私から1点だけお願いを兼ねて。実は先般商店街の方の意見交換会の中で、長期イベントというか、滞在型のイベントというのが羽幌町は、去年は甘エビまつりも1日で終わってしまったので、そういうイベントがないということで、ぜひ

長期滞在型のイベントを開催していただきたいということが要望されました。私が思うには、羽幌の甘エビまつり、はっきり言って全道的に有名です。どこへ行っても甘エビまつりは枝幸のカニまつりと同等程度有名なお祭りになっております。これをぜひ長期滞在型、どこの町においても3日間あるいは4日間ぐらいのお祭りというのをやっているところが結構あるのですけれども、大変だと思えますけれども、要望として、金曜日あたりの夜から前夜祭をやって土日で先ほど言ったお祭りをやるというような形もできなくもないのかなど。協力団体も大変だと思うのですけれども、そういうことも考えたほうが、羽幌の一大イベントということでやっていただければ活性化の面とかいろんな部分で違ってくるのかなど。羽幌も甘エビで有名になっていますので、ぜひそういうことも検討していただければなと思えますので、要望でございますが、何か。

富樫係長 甘エビまつりに関しては今年初めて1日でやって、逆にスタッフはほったしたような感じも、少数の人たちに限られてきているという部分がありますので、人材が確保されれば対応していけるのかなというふうには思うのですけれども、現状の人たちの中で2日間やることですら限界という部分がありますので、そういったご意見があることは踏まえまして、今後可能な限り検討していきたいと思えます。

逢坂委員長 ぜひ検討していただきたいと思えます。それでは、これで全て終了させていただきます。商工観光課の部分については終了します。本日は大変ご苦労さまでございました。暫時休憩します。

(休憩 14:39～14:50)

逢坂委員長 14:50

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、2件目の防災行政無線整備の進捗状況につきまして担当課より説明を受けたいと思えます。よろしくお願ひします。

2 防災行政無線整備の進捗状況について

担当課説明

説明員 総務課 敦賀課長、山田係長

敦賀課長 14:50～14:51

大変お忙しい中、総務産業常任委員会で説明する機会をいただき、ありがとうございます。本日は、総務課のほうから2点ということで、まずは防災行政無線の進捗状況ということで、昨年10月23日開催の防災計画調査特別委員会の中で町が整備する情報伝達システムの方向性について、携帯電話通信網を活用した情報伝達についてご説明させていただいたところでございますが、携帯電話通信網を利用したシステムの内容につきまして、前回の説明から1年を経過しておりますので、再度検討経過を含めご説明させていただきます。

それでは、総務係の山田係長のほうからご説明します。

山田係長 14:51～15:08

総務係の山田と申します。どうぞよろしく申し上げます。大変失礼ですが、座って説明させていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいのですが、資料に沿って説明をさせていただきたいというふうに思います。今日は大きく5つの項目に分けて説明をさせていただきたいというふうに思います。まず初めに、システム整備の目的、2つ目としまして羽幌町の地域特性、想定する災害ですとか整備範囲、3つ目としまして防災情報伝達の現状、そして4つ目として現状の課題、5つ目に町が整備する防災情報伝達システムの整備方針ということで5つに分けてお伝えしたいというふうに思います。

次のページ、右下にページ数を記載しておりますので、そちらのページを申し上げますので、確認していただければと思います。それでは、1ページになるのですけれども、1つ目、システム整備の目的についてご説明いたします。東日本大震災における甚大な津波災害を初め大雨災害など、近年は多くの災害が発生しております。記憶に新しいところでは、本年10月に台風19号が関東地方、甲信地方などに上陸しまして、記録的な大雨により川の堤防が決壊し、住宅など多くの浸水被害が発生しております。道内におきましては、昨年9月の北海道胆振東部地震において、強い揺れが引き金となって電力供給のバランスが崩れ、離島を除く道内ほぼ全域が停電に見舞われ、本町においても避難所設置などの対応をとったところであります。また、近隣諸国によるミサイル発射などの武力攻撃等も懸念されておりますが、このような事態が起きた場合には、災害の規模や避難情報などの防災情報を住民へ短時間かつ広範囲に周知することや地域における状況を収集することが必要であり、町民の生命や財産を守る、被害を最小限にとどめる観点からも、迅速かつ的確な情報伝達手段の整備が極めて重要となります。

2 ページに移りまして、羽幌町の地域特性についてであります。これについては委員さんも既にご存じのとおりかと思いますが、日本海沿岸に面した地域ということ、また沖合には天売島、焼尻島があり、比較的風が強い地域でもあります。また、古くから漁業、農業といった1次産業が盛んであり、広い範囲で田畑が広がっている町となっております。

3 ページをごらんください。冒頭で申し上げたとおり、近年は台風や低気圧の大型化による風水害、地震といった多種多様な災害が発生しております。また、異常気象による大雨により河川が氾濫し、洪水被害が発生、その規模も甚大化しているなど、想像以上の災害が起こる危険性があります。ここ数年で見ますと、当町におきましては幸いにも町民の生命や財産にかかわる大きな災害は発生しておりませんが、町の地域防災計画にある災害記録からも風水害の頻度が多いことから、想定される災害といたしましては台風や低気圧の接近に伴う暴風、大雨などの風水害、河川氾濫、地震による津波や家屋倒壊、停電などが挙げられます。また、冬は雪が伴うことで、国道の通行どめですとかそういった事象も発生しております。これらのことを踏まえまして整備するに当たっては、平時はもちろん、災害発生時でも利用できるもの、一人でも多くの人に正確な情報をお届けすることが重要と考えておりまして、離島地区を含む町全域に対応可能な情報伝達システムの整備が必要であるという認識であります。

次、4 ページ目に行きまして、本町における防災情報等の伝達手段の現状をまとめた表でございます。表にあるPUSH型、PULL型と英語で表記しておりますが、PUSH型というのは、情報を受ける側の操作を必要とせず、強制的に情報が届けられる手段をいいます。一方でPULL型というのは、情報を受ける側がみずから調べたりするなど能動的に情報を取得していく手段として区別しております。音声による情報伝達の現状としては、PUSH型としましては車両を使った広報、市街地区には4基設置しております消防のスピーカーがあります。また、離島地区については、各世帯に設置しておりますIP告知端末、島内合計で12基設置しておりますが、屋外スピーカーによりまして情報を伝達しているというふうになっております。地震や津波、弾道ミサイルの発射など、すぐに対処しなければならない事態が発生した際に国から送信されるJアラートというのも、現状としては消防スピーカー、IP告知システムからお知らせすることになっております。文字による伝達手段としましては離島地区のIP告知端末のみとなっておりますが、災害時の避難情報など緊急的なものに限っては携帯電話各社が提供する緊急速報メールを使っていて、携帯電話を持っていて対象となる範囲にいる方に直接大きな音で知らせる、そういった手段もあります。

また、災害時における情報や被害報告などを行うため、市町村と道や振興局と専用の回線につながっている北海道防災情報システムというのが整備されております。このシステムを通して災害情報を共有しておりますが、Lアラート、災害情報共有システムと

いうのと連携しましてテレビやラジオのメディア、携帯電話会社ですとかそういったところに情報提供しまして、緊急速報メールの配信などにも対応していくことになります。本町におきましては、昨年の胆振東部地震の際に避難所開設、断水の実施というような情報をこういった緊急速報メールを使って活用しておりまして、対応したところであります。

5ページをごらんください。今申し上げた現状をフローでまとめたものになります。緊急時、災害対策本部、町から直接的に町民の皆様にお知らせする手段としましては、車両による広報、消防署のスピーカーを使った周知、関係機関ですとか方面委員さんを通じた周知が主となっております。先ほど申し上げました道の防災情報システムと連携しまして、Lアラートによりましてテレビやラジオを使った報道、携帯電話による緊急速報メールというような配信を住民に届けているというようなことになっております。離島地区については各世帯に設置しているIP告知端末を使いまして直接的な情報提供が可能となっておりますが、市街地区については緊急性の高い情報を短時間で町民に提供する手段は少ないのが現状となっているということになります。

6ページをごらんください。そこで、防災情報伝達の課題についてであります。現状から申し上げまして、市街地区については同報系のシステムが未整備ということであり、瞬時に一斉に情報伝達する仕組みは消防のスピーカーしかありません。また、風の強い地域でもあります。雨の日もあります。冬は雪を伴い暴風雪となる日も多く、最近では気密性の高い住宅もふえてきておりまして、窓を閉め切った状態だとスピーカーからの音は聞こえないというような声も多数あります。この点については国内における過去の災害の被災自治体のアンケートの中でも明らかになっておりまして、住民一人一人に確実に情報が伝わるように多重化に取り組むよう通知されているところであります。また、離島地区で整備しているIP告知システムは導入から8年が経過しまして、老朽化による故障がふえているほか、サーバーや端末の保守期間も切れておりまして、故障時の対応が困難な状況となっております。これについても新たなシステム整備が課題となっているというような認識で考えております。

7ページをお開きください。以上のことを踏まえまして新たな情報伝達システムの整備方針についてですが、整備する上で重視していかなければならない事項をまとめております。1つ目としまして確実かつ適切な情報伝達の実現ということで、町内外どこにいても情報が得られること、情報を送りっ放しではなく、きちんと住民の皆さんに届いているか、特定の地域に限定した情報伝達が可能か、確実性を確保したいということ、お年寄りや避難行動に時間を要する方への考慮も重要であること、災害時に強く、信頼性の高いもの、老朽化が著しい離島地区のIP告知システムの代替機能となり得るものが望ましいと考えております。2つ目には整備コストの縮減ということで、整備に当たっては令和2年度をもって終了します緊急防災減災事業債を活用することを考えていま

すが、財政が厳しい状況の中でもあり、できるだけ低コストで、かつ良質なサービスを提供する、導入コストやランニングコストについても考慮していかなければならないというような考えであります。3つ目としまして、行政からの情報を受け手側も上手に活用していただきまして災害への備え、事前の対策を心がけてもらう、防災の基本であります自助、自分の身の安全は自分で守るという意識を持ってもらうということも狙いの1つというふうに考えております。

8ページに移りまして、今までの考え方を踏まえまして本町においては平成28年度から実現の可能性がある方式の調査を行ってきたところでありますが、最終的には自営の通信網でアナログ時代から導入実績が多い60メガヘルツ帯デジタル防災行政無線、ポケベルの電波が基盤で基地局整備が不要である280メガヘルツ帯同報無線、スマートフォンやタブレット端末を含むマルチデバイス環境での利用が可能な携帯電話通信網利用システムの3つに絞りまして、それぞれメリット、デメリットの比較検討を重ねてきたところであります。

9ページに移りまして、比較検討のまとめであります。町が整備する情報伝達システムの方針としては、携帯電話通信網を利用したシステムを整備してまいりたいというふうに考えているところです。理由といたしましては、そこにも記載しておりますが、既存の通信網を利用することで基地局等の建設費用や保守、更新といった費用が不要となることから、低コスト化、短期間での構築が実現できるというふうなことです。スマートフォンやタブレット型端末などのマルチデバイス対応によりまして、情報をお届けする範囲が世界から個人へと広がるということ、携帯電話通信網ですので人口カバー率が高く、また通話回線とは別の回線を使うことで災害時等においても通信混雑状態に強いということ、双方向通信のため、情報が確実に届いたか配信側で把握できる、また既設の屋外スピーカーも活用できる、インターネット環境があれば場所を選ばず配信できます。先ほども申し上げましたが、昨年の胆振東部地震の際に携帯電話の緊急速報メールを活用しまして有用性を確認したということもありまして、そういった評価の中から選定した理由になっております。

10ページに行きまして、情報伝達の方法についてですが、屋外については、屋外に設置するスピーカーや皆さんがお持ちのスマートフォンを用いてサイレンですとか音声を通知する、屋内については、携帯電話通信網ですので、お持ちのスマートフォンにサイレンや音声が届くといったものになります。また、スマートフォンをお持ちでない方については、専用の戸別受信機というものがありますので、そういったものを設置することでスピーカーを設置することと同じ効果を得ることができるというふうに考えております。また、スマホではなくフィーチャーフォン、いわゆるガラケーをお持ちの方にも情報が届けられるよう登録制のメールシステムといったオプションもありますので、そういったものと連携しながら町内全域への迅速な情報伝達というのを目指していきたい

というふうに考えております。

イメージとしては11ページ、12ページに記載しておりますが、11ページについては市街地区の部分であります。避難情報等の緊急情報、災害対策本部となる役場のパソコンで操作、配信ボタンを押しますと、インターネット網、携帯電話通信網を通りまして屋内にいる方のスマートフォンまたは戸別受信機に瞬時に届く。イメージとしましては、スマートフォンで防災アプリなどを登録されている方もいると思いますが、気象警報ですとかそういったものが発令された場合画面に表示されるかと思いますが、それと同様というふうに考えております。また、Jアラートなど、本当に緊急的なときは音が鳴らない設定にしているとしても大音量のサイレンが鳴るといようなことも可能となっております。また、公共施設等で館内に放送設備がある施設については、専用の戸別受信機を接続することで施設内にいる方に情報が届くといったことも可能となっております。屋外につきましては、消防署とも連携しまして、4基の既存のスピーカーを利用してサイレンなどでお知らせすることができるというイメージになります。

12ページが離島地区についてですが、離島地区も同様でありまして、役場または支所で配信操作を行うと、個人でお持ちのスマートフォンですとかIP告知端末のかわりとなるタブレット型端末、屋外スピーカーからも同じ内容が発信されるというふうなことになると思います。

最後、13ページになりますが、災害発生の前後において町民の皆さんに伝達する情報の想定ですが、台風や低気圧については数日前から予測が可能となっておりますので、注意喚起を行い、災害への備えを促すお知らせをする。実際に避難が必要になった場合には、対象となる地区に絞って避難準備情報などを発表します。また、大雨特別警報や津波を初めとする大規模災害、弾道ミサイルが上空を通過する場合などはJアラートとして伝達されますが、国からの情報を受信した時点でシステムが自動起動しまして、職員が操作することなく、サイレンなどで瞬時に町民の皆さんへ伝達されることとなります。

以上が防災情報伝達システム整備の考え方ではありますが、現在令和2年度予算要求に向け精査しているところでありますが、新年度に整備をし、令和3年4月からの運用開始に向け事務を進めてまいりたいというふうに考えております。委員の皆様におかれましては、引き続き進捗状況など説明してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上で、簡単ですが、私からの説明を終わらせていただきます。

逢坂委員長 15:08

ありがとうございます。ただいま防災行政無線の進捗状況ということで説明をいただきましたので、これから質疑、答弁等受けたいと思います。それぞれ挙手にてよろしく

お願いいたします。何かございませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 15:08～15:27

磯野副委員長 1つ確認したかったのですが、以前同報系がいいのか携帯端末がいいのかという論議がありましたけれども、心配していたのは、携帯端末であると何かあったときに通信が制限されるのではないかという心配があったのです。ただ、この間テレビで災害とかを見ていると、電話はかからないけれどもネットはやりとりできたという、そういう理解でいいのでしょうか。

敦賀課長 磯野委員おっしゃるとおりの内容で、通話は制限されるのですが、情報伝達する部分の回線につきましては違う回線を使っておりますので、ふくそうの心配はないというふうに聞いております。

磯野副委員長 もう一点。現状、先ほど言いましたけれども、離島の場合IP告知端末を使っているのですが、それも寿命が来たということで、今ほど携帯端末の中にIPも含めて島のほうのシステムを更新していくということなのですけれども、大変便利なのです。IP告知システムというのは。災害とかというよりも回覧板がわりでフェリーの情報だったり漁協の情報だったり不幸の情報だったりというのが入ってくるのですけれども、防災に移管したときにそういう情報を防災システムで流せるのでしょうか。

敦賀課長 電話の画面の部分がタブレットという形に大きく変わるだけですので、そういう部分につきましてはこれまでどおり、発信ということは可能です。

磯野副委員長 しつこいようですが、確認だったので、防災システムとしてそういうものをつくったときに、国のほうのいろんな中で防災以外は流したらだめだとか、そういう規約、基準というのは何もないのですか。

敦賀課長 その辺確認したことはないのですが、ただ言えることは、防災の関係し

か流せなくなると、通常時本当にそれが機能するかどうかというのが確認できないと思うのです。常時放送を流すことによって放送がきちんと伝わるという部分を確認する上では問題ないのかなというふうに考えています。

磯野副委員長 僕が聞きたいのは、それはわかるのですけれども、防災とは関係ない情報までそれを使って流せるのかと。全く個人的な漁協の情報だとか、単にフェリー会社の情報とか、あの人死にましたという情報が流れてくるわけですが、そういう情報は流していいのかと。防災システムで。

敦賀課長 その辺につきましては確認させてください。ただ、先ほど言ったような形で、放送ができるかどうかというのは毎日確認しなければならないと思いますので、そういう部分での放送はできるというふうに聞いています。確認します。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

阿部委員 昨年の特別委員会の中で防災情報伝達システムの整備方針で、市街地区でスマホとかを持っていない方にはタブレット端末を貸し出すというような感じでしたけれども、今回出されたのは戸別受信機になっていますけれども、それは確認としてどうなったのか。

山田係長 市街地区については、去年の10月の時点でも戸別受信機を貸し出すというような対応で考えているというような説明をしたかというふうに思っています。

阿部委員 スマホのほうに流すということで、自分が勘違いしてタブレット端末を貸すのかなというイメージを持っていましたので、そうなってしまうと使いなれていない方に対しては大変なのかなとも思っていましたけれども、戸別受信機ということであれば情報は入ってくるのかなと思いますけれども、全国各地、防災行政無線を整備しているという中で逢坂委員長もずっと言っていましたけれども、いきなりこういった形の伝達方法も確かにこれからの時代となってくると必要なのかもしれないけれど

も、生活していく中では不安というのにも出てくるのかなと思いますけれども、町民の方にしてみれば外から鳴っていたほうが安心という方もいるのかなと思いますが、町民に対してこういった形で災害時は対応しますよというか、こういった整備をしていきますという告知というのを今後どのようにしていくのか。

敦賀課長 羽幌町には離島がありまして、全国的にも他の地域にはない特殊な町なのかなというふうに考えています。そういった中で市街地区と離島地区一体となったシステムを整備していくということを考えたときに、現状では市街地区のほうには消防のスピーカーがありまして、離島地区においてはIP告知端末導入時に設置したスピーカーが既に設置されています。国からしきりに通知はされていますけれども、屋外スピーカーは聞こえにくいという点と、避難情報を発信していく上で住民の避難率が低いということも報道等で行われています。そういう情報伝達方法の多重化というのが求められているところでございます。

羽幌町でいうと、現に必要な場所にスピーカーがあるということと、それ以上に高額なお金をかけてまでスピーカーを設置する必要性があるのかなと。それよりも町民に確実に正確な情報を伝えるためのソフト面が羽幌町としては必要かなと。そういう部分で、直接人に正確な情報が伝わる方法として、今町が考えている携帯電話通信網を活用した情報伝達のほうが羽幌町の現状には適しているというふうに説明していくというか、考えているところでございます。

逢坂委員長 ほかにございませぬか。

森 議長 戸別受信機のことなのですけれども、私はむしろ、何で市街地が戸別受信機なのかなと。高齢化が進んでいる島がタブレットで市街地区は戸別受信機。戸別受信機というのはそれだけしか使えないイメージですし、タブレットなんかだと市販のものを、場所が変わったりなんなりしてもみずから変えていける要素もあるし、導入に当たってもデバイスそのものの自体は圧倒的に安いのではないかなと思います。それから、先ほど観光のところでも言ったのですけれども、4Gから5Gに変わるだとかいろんな要素があって、ガラケーも製造中止になっていく。携帯の普及率

が9割を超えているという状況を見ると、否応なしにそういう時代が来ます。

取っつきにくいだけであって、逆に最近は私の友人の年寄りなんかでも、きちっと教えるとスマホなんかのほうがずっと楽に情報をとれるということがわかるのです。QRコードをぴっと当てればなどということもありますので、戸別受信機というのは昔に戻るような感じでありますから、実施に向けてはもう少し時間がありますので、島のほうでタブレット端末のことを調べるのであれば、市街地ではなぜだめなのかという部分も含めて、場合によっては今から戸別受信機に決定しないで幅広く検討していく必要があるのではないかなと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

敦賀課長

防災の関係で各家庭に配布する情報伝達手段としては戸別受信機が一般的というふうになっておりまして、離島の場合は今までIP告知端末の経過がありましたので、離島についてはそういうものになれているということもありますので、離島についてはタブレットが望ましいのではないかと考えていたところで、タブレット自体耐用年数の関係もありますので、全戸に配布したとなると、普通一般的なパソコンとかであれば5年が耐用年数で、戸別受信機はそれよりも耐用年数が長いものですから、価格の面等も踏まえて、耐用年数が長いということで戸別受信機を基本に考えているという部分が町としてはございました。

森 議長

全戸配布という前提が全くわからなくて、全戸配布なんてする必要あるのですか。それぞれ希望者、スマホ、iPadを持っているようなところであれば、これを置いておいても率直に言うといつ来るかわからない。電池を入れっ放しにして、ほとんど使わないですからさびるまでほったらかしで液が漏れてくるとか、電気の線でつなぐといつもおかないです。いつ来るかわからないから。というようなことで、肝心のときに使い物にならないというようなこともありますし、今までの説明だと、こういうものがないところに対してアンテナを立てて配るみたいなイメージでしたのです。前段のメリットとしても市販のあれだということであれば、タブレットであればデバイス1つ置いておけば何もないし、防災だけではなくて町のいろんな情報伝達なんかも島と同様に、焼

尻みたく高齢化率 60 とかそういうところが使っていて、羽幌もだんだんそうやってきたときに焼尻の島民の高齢者が使えて羽幌の高齢者が使えないということは考えにくいのです。

今までそうだからというのなら本当に古い防災無線を使っていればいいわけで、せつかく新しいものに変えていこうということだし、ここ 1 年の部分で変わってきますので、できれば捨て切らないで結論を出さないで、並行にいつて最後の段階で選ぶぐらいまでのところで羽幌町のタブレットというのも、5年で壊れるということではないというのは確かにそうですけれども、単価はどうだということによっては今だって何千円かで買えるものもあるわけだから、そういうことも含めて、決定しないで調査、研究だけお願いしたいと思います。もう一度お願いします。

敦賀課長

今議長おっしゃられたとおり、戸別受信機とタブレットという部分で、戸別受信機だと停電があったときも電池で 72 時間通電できる。タブレットはパソコンの容量といいますか、その部分しかもたないという部分がありまして、停電になっても長い期間対応できるような部分ということで戸別受信機というのを選定したというのも中にはあります。ただ、議長言われるとおり、タブレットがいいのか戸別受信機がいいのかというのは、今のところ戸別受信機は市街地区のみ、離島地区はタブレットということで考えているのですけれども、継続してその部分は検討したいと思います。

あと、全戸に配布するというのではなくて、基本的にはスマホ、携帯を持っていないような高齢者の方を対象に配布するというのを考えておりますので、全戸ではないというふうに考えてございます。

森 議長

わかりました。

逢坂委員長

そのほかにございませんか。(なし。の声) ないようであれば、今お話があった防災行政無線の主たる整備の目的というか、活用というのは、先ほども話あったのですが、通常の連絡網の体制ではないので、あくまでも災害時における伝達方法の手段ということで考えています。法律的にどうかという部分については私も相当勉強はしていますが、試験的な電波は流せるのです。ただし、あくまでもそれは試験的であって、通常の

内容の一般連絡だとかそういうものは流せないはずだというふうにもまず1点確かめてください。

それから、先ほど議長からもお話あったタブレット端末をなぜ導入しないか。阿部委員からも言われました。屋外に設置するスピーカーも消防のスピーカーを使うという考えのようでございます。あるいは屋内は戸別受信機、ラジオ方式ということでございますが、前に一般質問したときも私していますが、そのときもたしかタブレット端末の導入というのを基本的に考えていますよということでお聞きしていますので、今お答えいただいた部分については相違があるのかなというふうに思いますので、もう一度システムの概要というか、来年度から設備しようとする携帯電話通信を利用したものについての内容についてもう一度説明していただきたいのですけれども、それだけで結構でございます。

山田係長 システムの構成としましては、11 ページを見ていただきたいのですが、11 ページに記載しているものがシステムの構成、概要というふうに考えております。ただ、先ほど課長も申し上げましたが、戸別受信機とタブレットという部分もこれから検討の余地があるのかなというところで考えておりますのでこれからの検討になるかと思いますが、現状としてはこのようなイメージで考えているところです。

逢坂委員長 もう一点確認しておきたいのですが、先ほど来コストがかかるということをおっしゃっていますので、コスト面から考えて安価でこの装置が整備できるという判断でよろしいですか。

敦賀課長 価格面につきましては精査している最中ですのであれなのですけれども、昨年10月に説明させていただいた資料の中で同報系のデジタル防災行政無線とその他のシステムを比較検討した内容で説明しておりますが、通常的外部スピーカーと戸別受信機の同報系のシステムにつきましては、あくまで概算なのですけれども、導入コストは7億5,000万程度、ランニングコストは15年間の総計で5,700万程度というような説明をしております。携帯電話通信網のほうにつきましては導入コストで1億6,000万程度、ランニングコストで15年間で7,500万ということで、トータルすると携帯電話通信網を導入した部分につきましては同報系のシステム

を入れるよりコスト的には安くできるのかなと。ただ、今言った概算につきましてはあくまで標準的な概算ですので、羽幌町の離島とかの環境を構築する関係でこれ以上かかる可能性もありますが、トータル的にはそういう形でいいのかなというふうに思います。

逢坂委員長 わかりました。私はそれ以上言いません。ほかにございませんか。(なし。の声) なければ、これで終わります。防災無線については終了します。暫時休憩いたします。

(休憩 15:27～15:34)

逢坂委員長 15:34

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、会計年度任用職員制度について担当課より説明を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

3 会計年度任用職員制度について

担当課説明

説明員 総務課 敦賀課長、門間係長

敦賀課長 15:34～15:35

2点目ということで、会計年度任用職員制度につきましてご説明させていただきます。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、これまでの特別職非常勤職員だとか臨時的任用職員の任用条件の厳格化を行いまして、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るとともに一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るものでございまして、令和2年4月1日に施行されます。このため12月定例会におきまして本制度に係る条例の制定及び関連する条例の一部改正を上程させていただくことになっておりますので、事前にその制度の概要についてご説明させていただきたいと思います。

それでは、説明につきましては職員係の門間係長よりご説明いたします。

門間係長 15:35～15:47

よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。資料に沿いまして羽幌町会計年度任用職員制度の説明をしたいと思っております。

まず、制度の導入なのですけれども、導入の背景といたしまして、先ほど課長からお話ありましたように、全国での地方公務員の臨時、非常勤職員の総数なのですけれども、平成28年4月現在で64万人となっております、教育ですとか子育てなどさまざまな分野で活用されております。現状において地方行政の重要な担い手となっているところなのですけれども、臨時、非常勤職員の任用につきましては自治体によりさまざまな制度となっております、適正な任用ですとか勤務条件を確保することが求められておりました。そのため、今般国が地方公務員法と地方自治法の改正によりまして統一的な取り扱いを定めたことから、本町におきましても令和2年4月より一般職の会計年度任用職員制度を導入するものでございます。

次に、任用根拠の整理なのですけれども、改正法では、一般職の会計年度任用職員制度を創設しまして、任用ですとか勤務規律等の整備を図りまして特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化いたしまして、本町においても現在任用している臨時職員ですとか嘱託職員と呼ばれている方々は全て会計年度任用職員に身分を移行することとなります。下の図なのですけれども、羽幌町における身分移行のイメージということなのですが、左が現行制度で、右が新制度のイメージとなります。まず、現行制度なのですけれども、一般職としまして私たちのような常勤職員がおりまして、それから再任用職員という形で60歳を過ぎた方が何人かいらっしゃるのですけれども、そういう方々が一般職として位置づけられております。それと、今臨時職員と一般的に呼んでいるのですけれども、正式には臨時的任用職員といいまして、こちらも一般職に位置づけられております。それと、現行制度では特別職ということで、地方公務員法の3条3項3号という中で嘱託員という文言がありまして、そちらを根拠としまして嘱託職員を任用しているところです。それと、一番下なのですけれども、議員の皆様ですとか審議会委員の皆様ですとか非常勤の特別職の方々がおられます。新制度なのですけれども、現行制度の臨時職員と嘱託職員を丸で囲んでいるのですけれども、この2つの部分が新制度で一般職の会計年度任用職員というような位置づけになるというものです。上にある臨時的任用職員が点々で囲んでいるのですけれども、今までもそうなのですけれども、地方公務員法で欠員を生じた場合任用できるということになっていまして、厳格に欠員を生じた場合のみ任用できるということで、羽幌町では実際の運用は限りなく少ないのかなということで認識しております。

次、2番なのですけれども、会計年度任用職員の概要ということでそれぞれ表になっているのですけれども、会計年度任用職員には2つの類型がありまして、1週間の勤務時間が私たち常勤職員、38時間45分と同じ方をフルタイムの会計年度任用職員と呼びます。常勤職員よりも短い、38時間45分より短い方をパートタイムの会計年度任用職員と

ということで、2つの類型として分けております。根拠法令なのですけれども、地方公務員法の22条の2第1項第2号をフルタイムの根拠法令としまして、パートタイムは同項の第1号という形になります。身分といたしましては、先ほども言っているとおり、一般職の地方公務員法が適用ということになります。任用なのですけれども、今までと同じなのですけれども、面接や書類選考等による能力実証を行うということで、選考という形になっております。条件つき任用期間ということで、常勤職員にも6カ月の条件つき任用期間というのがあるのですけれども、会計年度任用職員の場合は採用後1カ月間条件つき任用期間ということで規定されております。一般職の地方公務員法が適用されるということで分限、懲戒処分の適用となりまして、人事評価の対象ともなります。服務なのですけれども、服務の根本基準ですとか服務の宣誓、職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治等行為の制限、争議行為等の禁止ということで、フルタイム、パートタイムに関係なくこちらも適用という形になっております。1つだけ違う部分なのですけれども、営利企業等の従事制限ということで、いわゆる兼業ですとか副業の部分になるのですけれども、フルタイムの会計年度任用職員は私たちと同じく制限があるのですけれども、パートタイムの方々は原則制限がないという形になっております。ただ、何が何でもいいのかということにもならないと思いますので、運用上届け出してもらおうという形で考えております。

次、裏のページを見ていただきまして、勤務時間と休暇についてになります。規則と要綱ですとかで定める事項なのですけれども、まず勤務時間なのですけれども、先ほど申しましたとおり、フルタイムは38時間45分、パートタイムは38時間45分未満ということとなります。その他の勤務時間等は条例に準拠することとなっております。休暇などなのですけれども、まず年次有給休暇なのですけれども、労基法どおりということで、変更はございません。新たに特別休暇ということで、国の非常勤職員ですとか町の常勤職員の制度に準拠しまして、次の休暇を取得できます。まず、有給の休暇なのですけれども、公民権の行使ですとか官公署の出頭、現住居の滅失、出勤困難、退勤途上、家族の方が亡くなった場合の忌引き、ご自身が結婚されたときの結婚の休暇、妊産婦の休息、補食、予定と書いてあるのですけれども、夏季休暇も国におきまして令和2年度から開始されるということで、予定となっているのですけれども、人事院規則の改正がされておきませんので、そちらが示された後に規則の改正を行う予定でおります。次に、無給の休暇なのですけれども、産前、産後、保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄等のドナー、妊産婦の健康診査及び保健指導、妊娠中の通勤緩和ということで、特別休暇は取れるのですけれども、無給の休暇ということになっております。これが違う部分で、一般職の地方公務員法が適用となるということで、育児休業も取れるという形になります。国の非常勤制度に準拠しまして育児休業と部分休業、育児短時間勤務というのはないのですけれ

ども、国の制度に準拠しまして、12月定例会にて育児休業条例の一部改正を提案予定でおります。

次、4番の給与制度なのですけれども、条例と規則で定める事項なのですけれども、まず給与等の種類なのですが、フルタイムは給料、期末手当、通勤手当、時間外手当等の手当、それと退職手当。退職手当なのですけれども、1年を超えて任用した場合に限るということで、現在フルタイムとなるような人で1年を超えるような方々はいないので、運用上来年度は出てこないという形になっております。パートタイムは報酬及び期末手当、通勤手当。通勤手当は費用弁償として支給する形になるのですけれども、支給できることとなります。給料表と報酬の基準なのですけれども、使用する給料表は、私たちと同じ行政職給料表の1級から3級を基礎としまして条例等において定めまして、職種によって基準の号給を定めます。それと、同種の会計年度任用職員としての経験年数を基準の号給から加算しまして、任用の都度決定することとなります。号給の加算についてなのですけれども、際限なく上がるというわけではなくて、規則で上限等は定められております。次、3番なのですけれども、一部新しい基準で、月額報酬なのですけれども、報酬額が下がる場合の現給保障というものを経過措置で設けておりまして、制度施行日の前日、令和2年の3月31日に在職し、引き続き同種の職務に従事する会計年度任用職員として任用される場合なのですけれども、令和元年度の報酬年額を令和元年度仮定年間報酬ということとしまして、制度施行後5年間は報酬に加算して調整額として支給することとしております。この経過措置によりまして、報酬月額が現在より下がる場合でも年間支給額では減額とならないように保障するというものでございます。次に、期末手当なのですけれども、パートタイムの会計年度任用職員、規則で定める者を除くとあるのですけれども、ごく短期間の雇用ですとかほかにも定めのある外国語指導助手なんかは想定されているのですけれども、こちらを除きまして、次に定めるところによって期末手当を支給するということになっております。まず、支給対象職員なのですけれども、任用期間が6カ月以上で、6月1日及び12月1日、期末手当支給の基準日になるのですけれども、その日に在職する者ということとなっております。次に、手当の額なのですけれども、6月、12月それぞれ報酬の月額に1.3月を掛けまして、在職の期間率というのを掛けます。常勤職員と同じような規定となっております。1.3月のところに米印がついているのですけれども、一度に多額の財政負担となるということで、軽減策として経過措置を設けております。令和2年度につきましては0.65月、1.3月の支給率50%という形になるのですけれども、次の年、令和3年度は0.975月、支給率75%、令和4年度から満額支給するというところで考えております。

次に、5番目、社会保険、健康診断等なのですけれども、社会保険、非常勤公務災害補償、勤務場所によっては労災保険という形になるのですけれども、それから雇用保険に加入しまして、労働安全衛生法に基づく健康診断ですとかストレスチェックの対象と

なっております。従来と同じという形になっております。

それから、最後の1枚物なのですけれども、資料としまして現在の臨時、嘱託職員の人数を示しております。健康保険加入者のみということで、常勤職員のおおむね4分の3以上の勤務時間なのですけれども、現在季節雇用の方々もいるのですけれども、年間通じて100名程度ということになっております。季節雇用を除くと、通年ですと大体83名ほどという形になっております。

資料は以上となります。

逢坂委員長 15:47~15:48

ありがとうございます。ただいま説明していただきましたので、会計年度任用職員制度について質疑等があればお受けいたします。何かございませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:48~15:57

磯野副委員長 よくわからないのですけれども、今まで臨時職員、嘱託職員というのがあったのが今回1本になると。今までの臨時職員と嘱託職員との労働条件の差だとか、金額の差は出ないようになるのですけれども、嘱託職員の労働条件が今までより悪くなって臨時職員のほうに近づいたということになるのですか。どちらがどちらかよくわからないのですけれども。

門間係長 任用条件は、嘱託職員ですと週29時間で働いている方がいるのですけれども、これからは29時間にこだわらず30時間になったりする方もいるのですけれども、その部分に関しましては職務の内容によって決めていくということで、条件が悪くなるかそういうことは特にございません。

磯野副委員長 臨時職員の人たちの身分というのは今までと同じような感じなのですか。フルタイムかパートタイムか、どちらかを選ぶということになるのですか。済みません。私の質問の仕方が悪いのかもしれないのですけれども。

門間係長 臨時職員が、フルでというか、私たちと同じく38時間45分働いている方で、まず6カ月任用しまして、それからもう1年かもう6カ月だけ更新できるという制度なのです。最大1年という形の更新になっているものですから、再度の任用は特に制限がないので、これからは臨時職員だ

った方も会計年度任用職員制度に移行すると、1年の任期なのですけれども、再度の任用は妨げないということで、長く働けるような形になってくるかと思います。

磯野副委員長 済みません。なかなか難しいのですけれども、ざっくばらんに聞いて、今働いている嘱託の人と臨時の人といますよね。その人たちの給与も含めて労働条件が悪くなるのですか、それとも今を維持するのか、それともちょっとよくなるのか。

門間係長 先ほどもご説明したのですけれども、休暇の部分で特別休暇ですとか育児休業ですとか、今まで取れなかったものが取れるようになったりもするので、こちらの部分に関しては待遇はよくなるのかなと私たちは認識しております。ほかの部分に関しましても特に条件が悪くなるようなものではないのかなと思っています。

逢坂委員長 ほかにございませんか。先に私のほうから。これを見ると、嘱託職員が今度一般職になりますよね。一般職になるということは、時間外勤務を命ずることができる、あるいは時間外手当を支給することができる、そういうふうに公務員法で決まっているはずなので、嘱託職員はできないはずなのです。一般職になるわけですから、それはできるという解釈でよろしいですか。

門間係長 逢坂委員のおっしゃるとおり、これからは時間外勤務ということで、1時間当たりといった部分に関しては時間外手当に相当する報酬ということで支給できるということになっております。

逢坂委員長 わかりました。ありがとうございます。もう一点、済みません。資料で100名、臨時、嘱託職員人数が現在任用されていますが、100名のうち何名程度が一般職の会計年度任用職員に移行するのか、わかれば教えてください。

門間係長 今100名いるのですけれども、全員会計年度任用職員に移行するという形になっています。

逢坂委員長 わかりました。

阿部委員 報酬等でもメリットが出てくると思うのですが、そうなった場合、町全体での人件費とかという部分ではどのくらい上がってくるのか。

敦賀課長 一般職の給料表を適用するということになっていることだとか期末手当というのでも出てくることになりますので、現時点で働いている方を対象として試算した場合には、令和2年度で約850万くらい上がってくるのかなと。あくまで積算の数字となっております。

阿部委員 試算の数字としては850万となっていて、財政的な部分、財政難とかそういう感じで、余りにもどんどん、どんどんかかるようになってきて人員の整理というふうになってきたときに、一般的な職員よりもどうしても臨時であったり嘱託職員のほうが抑えるためにやめてくださいとか、そういうデメリット的な部分というのはあるのかなのか教えていただきたいと思います。

敦賀課長 現在におきましては、役場の業務に関しまして薄くする部分とかを補っていただくというか、そういう部分で非常勤の方、会計年度に移行する方を雇用しているところでございます。確かに人件費の関係とかという課題となってくる部分ではありまして、財政支援につきましては国のほうでも適切に地方財政措置、まだ明確なものは出ていないのですが、そういうものを検討するというような話も聞いております。ただ、おっしゃられるとおり、今いる方を漫然とずっと使っていくというわけではなくて、今までもそうなのですが、これからは業務の内容、種類によって適切な人数というのを考えながら雇用していきたいというふうに考えています。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) なければ、私からもう一点、確認の意味でごめんなさい。有給休暇ということで、普通であれば20日間の有給というのが普通の一般職であれば付与されるのですが、これはいいとしても、無給の休暇というのは、どういう部分で該当になって

くるのか。産前、産後だとかいろんなことがあるのですが、無給の休暇というのはどういうことなのか、給料が下がるとか引かれるとかそういうことになるのか。

門間係長 そのとおりで、無給というのは、勤務1時間当たりの額を算出するのであるのですが、介護休暇で1時間休みましたということになると1時間分を減額するという形になります。ちなみになのであるのですが、産前産後休暇ですとか、社会保険ですとか雇用保険なんかでほかに給付の対象となるものもありまして、無給となった場合でも補填のあるものも中にはございます。

逢坂委員長 このシステムは国と同じ形の休暇の扱いということによろしいですか。

門間係長 そのとおりでございます。

逢坂委員長 わかりました。ありがとうございます。ほかになければ、これで終了させていただきます。それでは、これで全て終了いたします。ご苦労さまでございました。